

平成28年度第2回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成28年(2016年)9月5日(月)

14時00分～

場 所 滋賀県庁北新館 3階中会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

アヤハディオ堅田店 (法附則第5条第1項 変更)

フレスポ彦根 (法第6条第2項 変更)

Joshin 東近江店 (法附則第5条第1項 変更)

スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店 (法第5条第1項 新設)

(仮称) 平和堂長浜南店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午後 1時57分 開会]

1 開会

(挨拶 記録省略)

2 議題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございます。

これまでの説明で、何か御質問等ございますでしょうか。

○委員：今回、変更届出が3件出ておりますが、その中で届出書の提出と実際の変更した時期のことですけれども、アヤハディオ堅田店については8か月前に出ていますから、全く問題ないと思うのですけれども、フレスポ彦根については1週間後に実施されているし、それからJoshin 東近江店については、2年前からされていて、今回、届出が遅れている訳ですけれども、事業者に対しては何かペナルティーがあるのかどうか、そういうことについてちょっと教えていただきたいのです。

○事務局：まず、フレスポ彦根でございますけれども、こちらは、届出から1週間後に変更ということではございますけれども、営業時間の変更については8か月の制限のかからない項目でして、届出後にすぐ変更できる項目ではあります。ただし、24時間営業等に変更ということで影響は大きいと考えられますので、立地法に定める地元説明会につきましては、変更年月日であります3月9日より前になるようにという話はさせていただいております。法律上の手続きの問題というのはございませんので、罰則というのは当然ございません。

それから、Joshin 東近江店につきましては、これは届出遅延という形になりまして、本来、届出されていない場合につきましては、立地法上は罰則の規定がございますけれども、届出遅延としましても、本来の立地法の趣旨であります生活環境の保持という観点から見まして、変更内容が生活環境の保持という観点から大きく逸脱しないか、変更はしていますけれども、周辺への影響が非常に小さい場合、対策が取れる場合などにつきましては、罰則というものを適用せずに、届出遅延で顛末書というものを出示していただいて、立地法の趣旨に沿った対応を求めていくという手続を県の方でもさせていただ

いておりまして、全国的に見ても、このような同じような手続でやらせていただいているところではございます。

○委員：顛末書とかは出されてということですね。

○事務局：そうです。それで、立地法の趣旨に沿った形で直していけるところにつきましては直していくと。例えば、今回でしたら、駐車場台数の減少という形になっておりますので、この駐車場台数で足りるのかというのを、利用実態調査とレジ客数を確認しながら、確認しているところでございます。

○委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長：はい。

○委員：今と同じで、Joshin 東近江店の話ですが、届出されてないというのは、どうしてわかったのですか。

○事務局：届出されてないというのは、事業者の話になってくるのですが、建物設置者の変更にあたりまして、引継ぎ先より立地法の手続がちゃんとできているかというのを確認されたようでして、そこで届出できていないことが発覚した。それで県の方に相談に来られたという形となっております。

○委員：ですから、これは現状、変更前105台だったのが、既に83台に減らされている状態で、この届出が出てきた訳ですね。

○事務局：そうです。26年2月10日と書かせていただいておりますけれども、これが飲食店のオープンした日となっております。

○委員：それで、今回、必要な駐車台数の算出をされているのですけれども、レジの客数、発券数とか、いろいろ比率を出してやっておられますが、それがこの83台にぴったり合うのですか。

○事務局：当初の相談段階ではレジ客数補正をいたしました。81台という結果になりまして、81台でしたら足りないだろうと。実際設けられている区画は81台でしたので、2台分どこかに確保しないといけないという話をさせていただきました。届出図面で言いますと、変更後の平面図で出入口①の近くに、軽自動車の枠が2台ありますけれども、そちらの部分でしたら、設けられるということがございましたので、こちらに2台設けて、レジ客数補正で出した83台ぴったりで届出の方を受理させていただいております。

○委員：既に見切りでやっておられたのは81台だった訳ですね。

○事務局：そうです。

○委員：分かりました。

○会長：はい。

他、よろしいでしょうか。

こういう案件があると、事業者がこういう制度というか、そういうことを知らずに、届けてないようなものが他にもありそうな気がしない訳でもないですね。その辺はいかがですか。

○事務局：そうですね。例えば、この案件につきましても、事業者の方が全然立地法の手続が必要というのを知らなかったという話ですけれども、飲食店というより新設とかでしたら、もちろん立地法の手続きの前とかに建築基準法等の手続とかございますので、市町にこのような立地法の手続が必要というのを呼びかけていくことがひとつの抑制になるのかなとは思いますが。

○会長：市町を通じて、そういう点検というか、変更が行われているようなものはないかどうかをチェックするという形でしょうか。

他、ございませんでしょうか。

それでは、概要説明についての質疑応答は終えまして、まず、審議案件の1件目ですけども、アヤハディオ堅田店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

アヤハディオ堅田店（法附則第5条第1項 変更）

○会長：本日はお疲れさまです。

それでは、アヤハディオ堅田店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、説明させていただきます。

まず、届出書の別添図面2を御覧ください。

本計画は、大津市衣川1丁目の国道161号沿いで、昭和56年から営業しておりますホームセンターのアヤハディオ堅田店を、店舗面積3,849平方メートルに増床してリニューアルするものでございます。

店舗敷地の西側は国道を挟んで商店、北側は飲食店の駐車場、東側は琵琶湖に面しておりますが、南側には2階建ての民家が立地しております。

別添図面3と5が変更前後の1階の施設配置図でございます。

見比べていただきますと、既存の店舗建物はそのまま残しまして、国道側に平屋の増築店舗1棟を設け、北側から西側に広い軒下売場を設ける計画でございます。

荷さばき施設や廃棄物保管施設は既存のものを使用する計画でございましたけれども、廃棄物保管施設につきましては変更がございまして、これは後ほど説明させていただきます。

駐車場の収容台数は、1階平面部分の区画割を変更して、72台から85台を増やしまして、既存建物の屋上駐車場は変更なく83台、合計168台でございます。

指針計算式の必要駐車台数は162台になりますので、休日のピーク時等には、共用の従業員用の駐車場が不足するおそれがあるということになるのでございますが、これにつきましては届出書の3ページに記載しましたとおり、休日は自動車通勤を原則禁止し、催事日などは外部に臨時駐車場を確保するなどの対応により、お客様の駐車場利用に支障を及ぼさないように運営いたします。

なお、工事中に駐車場収容台数の変更がございまして、これもまた後ほど説明させていただきます。

駐輪場は、当店は自転車やバイクによる御来店が少ないため、変更前は10台で充足しておりましたが、増築に際して28台を増やしております。

出入口は国道161号から堅田側が入口専用、大津側が出口専用の各1か所ということで変更はございませんが、増築に際しまして乗り入れ幅を広げ、それから少し堅田側に移動しております。右折でイン・アウトをすることになりますけれども、これは従来からそのように運用しておりまして、特に問題は生じておりません。

店舗敷地の南東の角、別添図面2で言いますと、国道161号の「国」という字のところに点滅信号がございます。それから、堅田側の国道衣川交差点からも比較的近いので、それらの信号で車の途切れる時間があるため、右折で出入りするチャンスが多いのではないかと考えております。売り出し日等の繁忙時には、出入口に整理員を配置しております。増床後も同様に運用する方針でございます。

商圏は、既存店の会員カードのデータに基づき、別添図面 1 に示す範囲を想定しております。5つのエリアに分けて来退店経路を想定しまして、2か所の交差点で交通量調査を実施し、交通量予測と交差点解析を行いました。

その結果は、届出書の4ページから5ページに記載しましたとおりで、両交差点とも、開店後も需要率は0.9を下回り、交通容量比も1.0を上回る車線はございませんので、本店舗への来退店車両による増加を考慮しても、交通量をさばくことができると考えております。

オープン時やその後の繁忙時は駐車場の出入口付近に誘導員を配置いたしまして、来退店車両の円滑な通行を図りますほか、開店後に周辺道路の交通状況について問題が生じた場合は、必要に応じて所轄警察署ほか関係機関と協議の上、適切な対策を講じます。

周辺地域への騒音の影響に関する配慮としまして、当店舗では従来から、荷さばき施設や廃棄物保管施設は周辺の住宅等から見通せない琵琶湖側に設けておりまして、室外機等は大部分を屋上に設置しております。

騒音の予測値は届出書の7ページに記載しましたとおりで、別添図面5のAからCのいずれの地点でも、等価騒音レベルは昼間、夜間ともに、騒音の環境基準値を下回り、夜間の最大値もいずれの地点でも騒音規制基準を十分に下回るという結果でございます。騒音に関して、周辺地域に御迷惑をおかけする心配はないと考えております。

廃棄物等の分別・保管・運搬・処分・再生計画は届出書の12ページに記載しましたとおりで、既存店舗と同様に、ダンボール等の紙製廃棄物はリサイクル可能な物との分別を徹底しまして、再資源化に努めてまいります。

あと、本日、先ほどお配りしました追加資料について説明させていただきます。

資料の最初に書きましたとおり、工事に伴いまして駐車場の収容台数が減少し、廃棄物保管施設の位置を変更しておりました。これらはいずれも事前に届出が必要な変更事項ですが、手続を怠ったまま工事を進めてしまいました。申し訳ございません。

追加資料の図2を御覧ください。

1階の平面駐車場は28台まで減っておりまして、屋上駐車場と合わせて111台になっておりました。しかしながら、以下、追加資料で説明しておりますとおり、昨年度実施しました利用実態調査結果と通年の来客数データから判断しまして、工事期間中に駐車場が不足する可能性は小さいと考えられます。従業員用には、追加資料の図3に示

します位置に隔地駐車場30台を確保してございまして、万一来客用駐車場が不足する場合には、こちらへ案内することも可能でございます。

それから、図2は8月上旬の状況でございまして、その後、工事の都合で、駐車区画の位置は変更しておりますが、常に1階平面部分で40台以上の台数を確保するように施工してございます。という訳で、現時点まで、工事によってお客様には御不便をおかけしてはおりますけれども、駐車場不足で問題が生じたことはございません。

廃棄物保管施設につきましては、届出時点では増床後も既存の施設をそのまま使用する計画でしたが、浄化槽の撤去・再舗装の工事に伴いまして、既存施設を撤去する必要が生じまして、一時的な保管場所として、屋上駐車場へ上るスロープの下の倉庫スペースに廃棄物装備を設けました。資料に記載しましたとおり、この場所でも必要な保管容量は確保されてございまして、位置的には南側の隣接地、騒音の予測地点Bからは遠ざかることとなりますので、作業に伴います騒音等の影響はむしろ軽減されているものと考えられます。既存保管施設を撤去しまして、また大津市からも御意見をいただいておりますので、廃棄物保管施設を図4に示す位置に新設することといたしました。

その結果、予測地点Bの昼間の等価騒音レベルの予測結果が45デシベルから49デシベルに上昇することになりますが、環境基準はまだ下回っておりまして、生活環境に及ぼす影響は小さいと考えられます。この件につきましては、本届出の結審後に変更の届出をさせていただく予定でございます。

追加資料の最後に、増床後の完成予想図を添付しております。既存店と同様に高さを抑えまして、周辺の街並みと調和した建物になっているというふうに考えてございます。

以上、簡単に説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、アヤハディオ堅田店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：外部スピーカーがあるということですが、これはどういう目的に使っていらして、今まで住民の方とかから苦情はなかったのでしょうか。

○設置者：今のことに答えさせていただきます。

弊社で併設しております外部スピーカーは、従業員の呼び出しとお客様を呼び出した
りするケース、館内放送で使ったりします。それとあわせて、BGMを鳴らして
おります。

スピーカーを向ける方向ですけれども、外部に向けている訳ではございません。敷地
の真ん中の方に向けてスピーカーを設置いたしておりますので、外部に音が漏れて苦情
というのは、私の知る範囲では承っていないというのが現状でございます。

- 委員：外部スピーカーと書かれていますけど、じゃ、むしろ内部にいる人のためですか。
- 設置者：そうですね。ただ、ホームセンターでございますので、敷地内の外売場にお客
様がいらっしゃるケースが割と日常的にあるのですね。やはり内部のスピーカーと外部
のスピーカー、外にいらっしゃる方に向けた御案内をさせていただくためのスピーカー
というふうに御理解ください。

○委員：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

- 委員：交通の件で少しお伺いしたいのですが、既に以前からずっと営業されていて、出
入口の右折も含めた出入りが特段問題ないというふうに、今、御説明いただいたとおり
ですが、国道161号はかなり交通量が多いと思うのですけれども、現状、問題がないか
どうかと、届出書ではそれぞれの地域ごとに誘導経路が定められていますけれども、大体
このような感じで実際お客さんが来られるかどうかというのが、もし分かれば教えてく
ださい。

○設置者：今の点、お答えさせていただきます。

冒頭にも御説明いたしましたとおり、従来からこの形で、要は右折イン・右折アウト
で運用しておりました。現状、特にこれまで大きな問題等は生じておりません。

それと、近隣の南東側に点滅信号が1か所ございまして、そこでどうしても車が途切
れるタイミングというのが発生いたします関係で、ずっと右へ入るとというのが現状問題
ないのかというところで、可能と考えております。

それと、今、御質問いただきました趣旨として、恐らく弊社の堅田店の一本西側、別
添図面2は緑の丸ドットで打ってある通学路のこと。

○委員：何か変更した道があるということですね。

○設置者：はい、ございますね。

○設置者：届出前に大津北警察署さんとかと御相談させていただきましたときも、本来、左折イン・左折アウトが望ましいのはもちろんだけれども、ここのお店の場合、左折イン・左折アウトをあまり強く求め過ぎると、この別添図面2にあります小学校の通学路になっている細い市道一本、国道から西側に平行している道がございまして、左折イン・左折アウトを全体にしてしまうと、必ずこちらに車が回っていくことになるので、むしろ、右折イン・右折アウトを容認の方が安全ではないだろうかというふうな御指導をいただいております。

○委員：現状、そちらの方にあまり車は入っていないというふうに認識してよろしいですか。

○設置者：はい。

○会長：よろしいですか。

私も、関連してお聞きします。

現状では右折イン・右折アウトするので、やっぱり混雑日なんかはちょっと危険な状態が出たり、混乱したりする心配があるかなと思うのですが、その辺、交通整理員の配置など時々はしたりされていますか。

○設置者：はい。おっしゃるとおり、特に繁忙時などはたくさんお客様にお越しいただいているのが現状です。現状、どうしているかといいますと、出入口に必要な応じてガードマンを配置して、事故がないような形で配慮しておるのは、過去の経緯として当然でございます。今後もその方向でやるということは、基本的には変わりません。

○会長：増床することによってお客さんも増える訳ですから、混雑する可能性はより高くなる訳なので、よりしっかりと整理員を置いていただければと思います。よろしく願います。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

フレスポ彦根（法第6条第2項 変更）

○会長：それでは、続きまして、フレスポ彦根の建物設置者から説明をお願いできればと思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、今からフレスポ彦根の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

建物設置者さんは近江鉄道さんになりますが本日の出席は別の方ということで、貴社ほどのような位置付けでしょうか。

○設置者：はい。商業施設をすべてリースで私どもが管理をさせていただいております。

実質的な運営者になります。

○会長：運営者ということになる訳ですか。

○設置者：はい。

○会長：最終的な管理責任を持っておられる訳ですね。

○設置者：はい、そうですね。

○会長：分かりました。

それでは、説明の方をよろしく申し上げます。

○設置者：では、私の方から説明させていただきます。

こちら、フレスポ彦根ですけれども、テナントの入れ替えに伴いまして、営業時間の変更と駐車場の利用する時間帯、あと、荷さばき時間につきまして、入れ替えの店舗のみ24時間に変更するという届出になります。

営業時間の変更ということで、今回、主に騒音について影響評価等をさせていただいております。

騒音の影響評価ですけれども、それぞれ評価いたしまして、お手元に周辺見取図兼騒音予測地点位置図という図面がございますけれども、こちらは店舗の周辺で影響がある箇所について評価させていただいております。

等価騒音につきましては、夜間についてはHの部分でちょっと超えてきてくるのですけれども、住居位置のH'で再調査したところ、環境基準を下回るというところで、それ以外はおおむね環境基準を満たしているということになります。

夜間の最大値ですけれども、a と f と g は店舗の出入口になりますので、こちらでは夜間の最大値を超えてまいりますので、実際の住居可能立地となるAとf' と g' 等で再評価の方をさせていただいております。Aの方は規制基準を守れるのですけれども、f' と g' の方で若干ではございますけれども、規制基準を超えてまいります。こちらの超えてまいります音に関して、荷さばき作業音ではなくて、荷さばき車両走行音になります。こちらが超えてまいりますので、現況の環境騒音を測定いたしまして、等価騒音ともに41デシベル以上を観測しておりまして、今回、変更が駐車場を越えて南約150メートル離れたf'、g'の方に与える影響というのは、環境騒音から考えると軽微であると考えております。

もちろん、夜間の荷さばきということで、現在、業者に対して、さまざまに配慮を行うよう求めています。荷さばき作業車両は基本的に南側の出入口しか使わないと。北に行きますと住居が近接しておりますので、このa地点、店舗北側の出入口は使用しない。また、徐行を求めて、もちろん静音作業を求めるところで、北側の住居に対する配慮を求めています。

先ほどお配りしました現況写真ですが、今回、そちらの写真を撮らせていただいております。従前から外壁については変更ございません。塔屋の方は、彦根市の景観条例を届出するにあたって、調整して、若干の黄色文字の部分を再度どうしたらいいか、そういう配慮をさせていただいております。

非常に駆け足ではございますが、内容としたら、このような形でございます。

○会長：御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。フレスポ彦根に関する質問は、すべてこの場でお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員：騒音はかなり厳しい状態のようでございますので、何とかしていただきたいと思うのですけれども、例えば、f'、g'のところですね。これは荷さばき用の車両の走行音ということですが、夜間の時間帯はもう少し小さな車を使うとか、何かそういった工夫は考えられないものでしょうか。

環境騒音より下回っているということも、やはりこちらの基準としては上回っている訳ですので、環境騒音の中にもおたくの来店車両なんかも入っていると思うのですね。ですので、わずかなことですので、そういった小さい車両にするとか、他の対策を考えて、もう少し工夫はできないものでしょうか。

○設置者：まず、環境騒音につきましては、夜間の営業を行う前の段階で観測しておりますので、この施設の荷さばき車両については入っているというものではございません。小さい車両でということですが、トライアルさんが他店舗とあわせて一括で配送していくというような形で運用していくので、小さいもので個別に配送するというような計画を立てていらっしゃるという部分があるので、ちょっと難しい部分があるところではございます。

ただ、夜間荷さばきということでございますので、もちろん今後、南の方ないし北側でも苦情が出てきましたら、その都度その都度対応して、きちんと対話していきたいとは考えている、というところです。

○委員：特に、ここは高層住宅もあると伺っていますので、何とか考えていただければと思います。

○設置者：その旨は検討できるものかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○会長：今のことに関連して言うと、トライアルさんの御都合があるにしても、しかし、やっぱり生活環境への影響は第一に考えていただきたいので、環境騒音も、既にうるさいところだから、もっとうるさくしてもいいじゃないかという論理はおかしいと思うのですね。

○設置者：ただ、現状、41デシベルというのは本当に低いレベルであるとは思うのですね。ですので、もともとうるさいところだから、いいでしょうというようなイメージは、こちらの地域ではないのですね。そこそこ静音な環境において、やっぱり41デシベルというのは大分と低いので、うるさいところに、さらにまたうるさい影響があるだろうというような、そういった感触ではないのです。

○会長：でも、基準は基準ですからね。

○設置者：もちろん、そうです。

○会長：これはやっぱりやれるべきことは最大限するというのは基本だと思いますから、ここは荷さばきのことですので、静かにできるように最大限工夫してほしいと思いますね。

○設置者：はい。

○会長：はい。

他、ございますでしょうか。

はい。

○委員：図面2のところ、周辺の図などが書かれているのですが、今、話題になっていました特にFとかGの地点、ここの周辺はあまり詳しくないのですが、真ん中に白い空白のついた絵があるのですが、ここは堀とかですかね。

○設置者：お堀ですね。

○委員：じゃ、ここに何らか住居が建つという可能性は全くないと。

○設置者：ないです。ちょうどg'の真上の部分は駐車場になります。

○委員：g'の真上だけですか。

○設置者：番号8番のところ。g'の真上が駐車場で、Gの下がお堀になります。

○委員：もう1点、トライアルさんのみが24時間営業をされているということですが、駐車場は共用されているようなタイプだと思いますけども、この駐車場はすべて24時間、ここで止められるような状況でしょうか。

○設置者：図面4の方に、騒音発生源配置図がございますけれども、店舗の裏側は網かけがずっと入っている部分、こちらが夜間規制範囲になります。こちらに関しては、チェーンバリカー等で入らないように封鎖をしております。

○委員：じゃ、全面使える訳ではなく、夜間は茶色の部分は入らないようにと。

○設置者：はい、そうです。

○委員：はい、分かりました。

あとは、24時間営業に対して使える面積がまだ3分の2ぐらいあって、かなり範囲が広いと思いますので、中で若い方が走り回るとか、犯罪等が起こらないようにということで、何か配慮されている事項とかはありますでしょうか。

○設置者：管理人が常駐しておるのですが、おっしゃっているとおり、夜間、トライアルさんが入られる前は、すべてオープンな仕事をしていました。そのときには若い子

が来て、バイクでドリフト運転の練習をするとか、近隣の方から、そういった対策を何か、自治会と彦根市で連携してできないかみたいな御相談もあったのです。

今回、駐車区画を整備したことにより、今のところ、何かあったという訳ではないのですが、軽減できているのかなど。以前からそういったこともあったので、彦根市の警察と相談は重ねておりますので、パトロールの御協力もいただいております。そこは連携して、何かあった際は対応できるようにはしております。

○委員：今、駐車場に防犯カメラ等はあるのでしょうか。

○設置者：店舗の専有部分に関しては設置しておるのですが、共用部の駐車場に関しては設置していません。

○委員：また、今後も何かそういった問題が発生しないように、管理人さんの方で確認されるのか、必要な対応を検討いただけたらと思います。

○会長：他、ございませんでしょうか。

最後1点だけ、私の方から。駐車場の夜間制限区域ですけども、これは具体的にどういうふうにして閉鎖するのでしょうか。時間になっても、何台か車が残っていたりすることがありますね。そういうことも含めて、どうやってされるのでしょうか。

○設置者：数字の暗証番号式のチェーンで閉めるようにさせていただいております。各店舗の店長さんや従業員の方にはその番号は共有させていただいております。それで、番号を知っている方は出入りが24時間できるような状況ではあるのですが、10時でトライアル以外の店舗に関しては、すべて閉店済みですので、今のところ、残業等で残った場合は、出るのみはできるのですが、実際、開け閉めの作業に関してはドライアルさんがされておりますので、そこで何か不具合が発生したとか、そういったのはありません。

○会長：確実に閉鎖をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○設置者：はい。

○会長；他、ございませんでしょうか。

他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

ありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

Joshin 東近江店 （法附則第 5 条第 1 項 変更）

○会長：それでは、続きまして、Joshin 東近江店の建物設置者からの説明をお願いできればと思います。

本日はお疲れさまです。

Joshin 東近江店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：今回、附則 5 条 1 項の変更の届出でございますけども、併設施設の飲食店が駐車場に建ちましたので、その影響で駐車場の台数が、変更前は 105 台ありましたが、83 台に減少いたしました。駐車場の減少につきましては、飲食店が出店したことで飲食店の来客台数が増加いたしましたので、83 台で大丈夫かどうかということで検討を行いまして、特別な事情による変更ということで、ちょっと調査とか予測を行っております。

平成 27 年 10 月の土曜日・日曜日のピークの時間帯に、駐車場の来店台数の調査を行いました。既にコーヒー店は営業しておりましたので、コーヒー店のお客も含めて、ピーク時で調査結果は 47 台ということでした。これは年間の繁忙期ではどうかということではありませんので、もちろん検証の方法として、Joshin さんの年間来客数の推計データから、来店台数調査時のデータを来客数のピーク時に換算いたしまして、Joshin さんだけでピーク台数は 52 台ということで予測されました。

さらに、コメダ珈琲店のテーブル数等から想定される最大のお客様の台数が、テーブル数とカウンター席で 31 台ということで予測いたしまして、先ほどの 52 台とコーヒー店の 31 台を足して 83 台ということで、届出台数と同等ですので、駐車場減少により周辺道路にお客様があふれて、御迷惑をおかけすることはないということで考えております。

なお、Joshin さんの店舗面積から、大規模小売店舗の指針による必要駐車台数は 67 台ということになっております。また、コーヒー店が既にオープンしておまして、2 年あまりになりますけれども、駐車場がいっぱいになるというような状況はございませんでした。

続きまして、東近江市さんの学校が近くにございまして、店舗の南側の県道八日市五個荘線ですが、小学校、中学校の通学路になっております。交通安全対策ということで、

駐車場の出入口、図面で言うと出入口②のところですが、そこから来退店しますので、通学路に対する安全対策として、駐車場の入口、店舗側からの出入口付近に注意喚起の看板、「通学路につき、一旦停止」というのを設置いたしまして、設置に当たっては、八日市の警察さんにも御相談いたしまして、そのような対策をとっております。

その他、騒音とかにつきましては予測を行いましたが、特に生活環境に与える影響はございませんでした。

以上です。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。Joshin 東近江店に関する質問は、すべてこの場でお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

○委員：交通について少しお伺いしたいのですが、来客数の調査等をされて、83台で問題がないという結論を出されていますが、Joshin さんのお客さんのピークの特性と、コマダ珈琲さんのピークの特性は、同じかもしれないのですが、多分違うと思うのですね。

そのあたり、両者のお客さんの特性等を考えた上で、この台数で問題ないのかというのは大丈夫でしょうか。

○設置者：Joshin さんのピークの考え方ですけれども、先ほど言いましたように実態調査で47台のときもございまして、その中にはコマダ珈琲さんのお客様も入っている訳ですが、Joshin さんのピーク時のレジ客数のうち、1日当たりのお客さんの最大としまして、指針というピーク時間の14.4%ですか、それに Joshin さんの年間の想定されるピークの来店台数を想定いたしまして、52台と。

実際はピーク時、ちょっと聞きましたら、Joshin さんとコマダさんが重なることはあまりないということですが、Joshin さんの52台の最大と、コマダ珈琲さんの最大で31組になりますので、1組1台ということで、最大31台だろうということで、31台足す52台という形で83台と計算いたしました。

○委員：それぞれ別々にピークを考えて、ピーク同士の足し算をしたと、そういう感じで考えられているということよろしいですか。

○設置者：はい。ちょっと実態を聞きましたら、コメダさんと Joshin さんのピークの時間帯のずれはあるみたいなので、駐車場がいっぱいになることはないです。

○会長：これに関連してですけれども、指針の台数を下回っていることにはなるので、今後、Joshin さんがすごくたくさんお客さんを集めたり、コメダ珈琲さんがたくさんお客さんを集めたりすることがあるかもしれないので、そういう場合に臨時駐車場等の準備を考慮しておいた方がいいと思うのですが、その辺はいかがですか。

何か当てがあるというか、予定はありませんか。今後、お客さんがどっと増えてきた場合に備えておいた方がいいと思うのですけれども。

○設置者：近くに空き地がございますので、セールとかやるときは、その土地をお借りして臨時駐車場をつくって対応しておりますので、それは年に1回あるかないかの状況でございます。

○会長：そういう準備はされている訳ですね。

○設置者：はい。

○会長：はい、ありがとうございます。

もしかしたら、こういうことがまた増えたりする可能性もありますので、そのときに準備をお願いしたいと思います。

○設置者：はい。

○会長：それから、通学路の安全確保対策としては、もうちょっと具体的に言うと、どういうことをされていますか。交通整理員とか、そういう配置とかはされていますか。

○設置者：いや、それはしてはいないのですけれども、基本的に図面を見ていただくと分かるのですけれども、南側の出入口は1メートルぐらいの歩道になっていて、そこから陸橋です。そして国道8号を横断するような、そういう通学路の形態になっておるのですけれども、ピークとかそこら辺に、本当の繁忙期に必要であれば、交通整理員は設置しなくちゃいけないかもしれませんが、通常時とかは交通整理員まではちょっと考えてはなくて、基本的に看板を両側に見やすいところに設置するという対策でっております。

○会長：注意看板の設置はありがたいと思いますし、繁忙期には通学路の安全確保のために、できるだけ交通整理員を配置していただければと思います。よろしく願いいたします。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、続きまして、スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：今回、大規模小売店舗の名称になりますが、スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店ということで届出をさせていただいております。

小売業を行う者の氏名または名称および住所、ならびに法人にあっては代表者の氏名、こちらの方は株式会社トライアルカンパニーになります。小売業者も同じく株式会社トライアルカンパニーが1社でお店を開店するということになっております。

大規模小売店舗の新設を行う日は、平成28年11月5日を予定しております。

店舗面積の方が6,171平米、駐車場の位置および台数、こちらの方は315台となっております。駐輪場が56台、荷さばき施設の位置および面積が2か所ございまして、場所は店舗図3の方に記載させていただいております。店舗の南側に2か所、1が104平米、2が50平米、合わせて154平米ということになっております。

廃棄物保管施設も店舗の南側に配置をする予定になっております。こちらの方も2か所ございまして、1の方が30立米、2の方が26.5立米になっております。リサイクル品の保管施設の計画につきましては、廃棄物保管施設を共用するという事で計画を行っております。

運営に関する事項といたしまして、トライアルカンパニーが単独で24時間の営業を行う予定にしております。同じく駐車場を利用することができる時間帯も営業時間に合わせて24時間という形で届出させていただいております。

出入口は敷地の西側の方に2か所、国道8号に面して設置する予定にしております。

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯、こちらの方は荷さばき施設①の方が朝の5時から夜の0時まで、荷さばき施設②の方が朝の4時から夜の10時までという形の計画となっております。

指針の必要な駐車台数は315台ということで、今回、計画の駐車場台数は315台ということで、指針と全く同じ台数を確保しているという形になっております。併設施設の方はございませんので、こちらの方は該当がございません。また、従業員の駐車場につきましては、20台を確保する予定と考えております。

駐車場の構造、収容面積、契約形態に関しましては、今回は賃貸で土地をお借りしますので、事業用定期借地で借りるということで民間契約になっております。

駐車区画は、普通車と軽、身障者といった形で、軽の部分に関しましては屋外の照明の部分がどうしても必要になってくるということで、こちらの方を軽にさせていただいております。

敷地周辺の道路状況といたしましては、国道8号に面しております。また、川瀬馬場西葛籠線の方にも面しております。

交通量調査地点につきましては、2か所を選定しております。交通量調査地点につきましては、北側の犬方南交差点、南側が野口町交差点というところで交通量調査を行っております。警察協議のうえ、平日と休日、朝の7時から夜の20時までということで調査を行っております。こちらの需要率に関しましては、すべての交差点地点で1.0を切るという結果になっております。また、交通容量比につきましても、すべての交差点で1.0を下回るという結果となっております。

結果といたしまして、この交通量に関しましては、交通容量比1.0、需要率0.9を下回っているため、交通処理は可能と考えております。また、開店後に混雑が発生した場合におきましては、関係機関と協議を行いまして対応をするということで考えております。

駐車場の設置におきまして配慮した事項といたしましては、歩行者出入口の設置、搬入車両の出入口の見通しの確保、車両の入出庫を示す表示、歩行者・自転車用通路の設置を行います。また、駐車場からの排気ガスに対しましては、看板を設置しまして、来客車両に対し、駐車場内での不必要な空ぶかし等を行わないように対応を求めています。

駐車場の入庫処理能力につきましては、1時間当たり指針の計算式で求めますと、450台が入庫処理能力となっております。これに対しましてピーク時の1時間に予想される来客の自動車台数は296台ということで、円滑な入出庫の処理ができるというふうに考えております。

また、駐車待ちスペースに関しましては、駐車待ちスペースを今回は設置をする予定がございませんが、入庫処理能力が1時間当たりの来客自動車数を大きく上回っているため、十分な駐車場台数を確保しているということもございまして、設置を考えておりません。指針の計算式で求めましても、必要な駐車場台数の長さがゼロとなっておりますので、こちらの方で考えております。

店舗の来店客の案内経路につきましては、届出書の図4、5に記載させていただいております。基本的には、左折入庫・左折出庫で案内の方をさせていただきたいと考えております。経路に関しましては、国道8号につきましては、南側から来る車がどうしても8号を通過して来ることが考えられますので、野口町の交差点で開店日に看板を掲げて誘導することによって、迂回させて犬方町の交差点から左折・右折してお店の方に来店するというような経路をとらせていただいております。

また、駐車場の出庫に関しましては、左折出庫の案内看板を設置いたします。

また、案内経路につきましては、新聞の折り込みチラシに案内経路を掲載して、来店経路を告知する予定となっております。

また、開店時のオープン5日間に関しましては、警備員を配置しまして、右折入出庫、左折入出庫を義務づけるとともに、交通誘導を行うという計画にしております。

その他で記載させていただいておりますが、来店経路につきましては、新聞折り込みチラシ等による案内の配布を行います。

また、商圈の割合は北側が中心というふうに考えております。左折出庫になりますが、左折出庫につきましては野口交差点を經由してのルートがありますので、そちらの方を誘導するというふうに考えております。

また、南側から来る来店車両につきましては、国道8号から来店した場合に右折入出庫が発生する可能性がございますが、開店時に交差点等の近くの民地に案内を表示し、警備員を出入口に配置することによって、左折入出庫を徹底するように考えております。万一、右折入出庫が通常時に発生したということも考えまして、右折入出庫をした場合の予測も行っておりますが、こちらの方でも交差点の飽和度も1.0を下回っております。

また、交通容量比、需要率ともに1.0を下回っておりまして、出入口付近におきましては、無信号交差点の解析をもとに右折入出庫ができるかというところの検討も行いまして、右折入出庫の方はできるというふうな結果になっております。

荷さばき施設において、商品の搬入を行うための利用者の台数および時間帯につきましては、荷さばき施設①に関しましては、6トン車が5台、10トン車が3台となっております。荷さばき施設②につきましては、中型車の4トン車が10台ということで計画を行っております。主に荷さばき施設①につきましては、日用品を中心に行う予定にしております。荷さばき施設②につきましては、生鮮関係の商品を搬入するというような形で考えております。

荷さばき施設①の方、1台当たりの荷さばき処理時間は6トン、10トンともに20分というふうに考えております。同時作業の可能な搬入台数は2台ということで、十分搬入作業はできるというふうに考えております。また、荷さばき施設②につきましては、4トン車が1台当たり15分ということで、こちらの方も同時作業可能台数2台ということで考えております。

遮音壁、緑地帯を設置する場合にあっては、その位置および高さを示す図面につきましては、今回は遮音壁を設置するという計画はございません。緑地帯につきましても設置をする予定はございませんが、彦根市の景観条例につきまして、緑地を確保するという予定になっております。

冷却塔、冷暖房設備の室外機または送風機を設置する場合に当たっては、それらの稼働時間および位置を示す図面につきましては、冷却塔はございません。これの対象になりますのは冷暖房機の室外機、冷凍・冷蔵設備の室外機、送風機、キュービクル等が稼

働する予定になっております。こちらの方は、すべて24時間ということで稼働を計画しております。

騒音源の配置図につきましては、別添図6の方に記載をさせていただいております。騒音源に関しましては、建物の北側、北東側の方は住居が密集しておりますので、できるだけ南側の方に室外機、換気扇等を配置するように配慮を行っております。

また、荷さばき施設、廃棄物保管施設につきましても、住居から離れた反対の位置で作業を行うということで、施設の配置に関しましては、このような形での配慮をさせていただいております。

次に、騒音の部分に移らせていただきます。

平均的な状況を呈する日における、等価騒音レベルの予測結果および算出根拠につきましては、同じく図面6を見ていただきますと、予測地点の方を記載させていただいております。A、B、C、D、Eの5地点で予測をさせていただいております。こちらに関しましては、昼間、夜間の環境基準を下回っているということで、環境に与える影響は少ないというふうに考えております。

また、夜間最大値に関しましては、1階部分、2階部分の高さが1.2メートル、4.7メートルということで予測をさせていただいております。aに関しましては基準値を上回っておりますので、こちらの方は再度、保全対象となる住宅側で予測を行った結果、すべての地点で保全対象側におきましては基準値を下回る結果となっております。ただし、基準値を保全側で満たすということではございますが、店舗立地後に周辺住民等からの苦情があった場合には誠意をもって対応し、協議を行わせていただきたいというふうに考えております。

次に、必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物の排出量等の予測の結果および算出根拠につきまして、指針値に基づく計算では、33.3立米が必要ということになっておりますが、今回、私どもの方では56.5立米を確保するという計画になっております。

次に、防犯対策に移らせていただきたいと思っております。

私どもは24時間（営業）ですので、防犯対策の方も指針をもとに対策を考えてございますが、私どもとして特に重点とさせていただいているというところにつきましては、まずワンウェイコントロールということで出入口を1か所にすることで防犯対策

をさせていただいております。また、店内には約60台の防犯カメラを設置する予定になっております。

騒音対策といたしましては、店舗敷地の近隣に医療用施設および福祉施設等の立地はなく、周辺は工場や住居、田が立地しておりますので、住居側部分に関しましては、施設の配置を中心に影響が少なくなるように配慮させていただいております。

また、外部スピーカーによるBGM等の営業宣伝の活動、こちらの方は予定がございません。

また、施設面、運用面における騒音対策の概要といたしましては、施設面といたしましては、十分な荷さばき施設の広さを確保し、荷さばき作業の時間を短縮する予定としております。また、荷受け後の検品作業を屋内にて実施し、騒音源の低減を図ります。運用面の対策といたしましては、作業車両に対するアイドリング禁止の徹底、作業人員への騒音防止意識の徹底といったところを教育してまいります。

駐車場につきましては、極力段差のない構造として施設面での騒音対策を考えております。また、運用面につきましては、アイドリングストップ、構内徐行、空ぶかしの禁止等の自粛を促す内容につきまして、表示板にて呼びかけてまいります。

廃棄物収集作業につきましては、指針を超える広いスペースを確保するというところで考えております。また、作業効率を高め、騒音の低減を図るということで施設面の対策としております。運用面の騒音対策といたしましては、回収処理業者に対して搬入車両と同様の教育を実施するとともに、深夜・早朝の回収作業は実施しないように計画しております。

また、リサイクルにつきましては、紙製廃棄物は、ほぼ100%を再資源化すると。また、金属製・プラスチックにつきましても、ほぼ100%という形で再資源化を図ってまいります。

また、廃棄物の敷地内の処理につきましてはございません。廃棄物に関連した生活環境問題への対応策といたしまして、食品加工作業場内では、流水洗浄とグリストラップの洗浄と床の殺菌洗浄を行い、換気扇を設置いたします。

また、廃棄物等保管施設まで従業員が廃棄物を直接搬入するようにいたします。また、廃棄物の保管施設は密閉性があるものとし、エアコンの設置も行ってまいります。

まちづくりへの配慮といたしましては、滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の方を遵守させていただきます。

景観につきましては、彦根市の景観計画、彦根市屋外広告物条例の趣旨に沿った計画になるように関係部署と協議を行い、配慮をするように計画を行っております。

屋外照明・広告塔照明の光害対策につきましては、図3の方に屋外照明の配置を記載させていただいております。屋外照明につきましては、敷地内駐車場の2か所に照明を配置しまして、これを下方照射することで考えております。点灯時間は、日没から夜明けまでというふうに考えております。

以上で、説明の方、終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店に関する質疑は、すべてこの場でお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

○委員：騒音の予測値 L_{Aeq} が予測をされているので、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、基準は下回っているのですが、夜間の L_{Aeq} は基準ぎりぎりというあたりになっておりますね。特にB、C、Dというと、住宅があるところですが、音源は一体何になるのでしょうか。あまり大きな道路もないようです。

○設置者：B、C、Dにつきましては、空調室外機と換気扇が中心になってまいります。騒音の予測におきましては、すべてフル稼働するという事で予測をさせていただいているのですが、実際の営業につきましては、夜間は住居側の換気扇は停止をすることと、室外機の方も夜間には静音モードということで通常の運転能力を制限した形での運用となります。そういった対応をすることで住民の苦情とか、御迷惑にならないように対応を考えております。

○委員：じゃ、その室外機などは、かなりこの建物の中で住宅に近い方に設置されているのですか。

○設置者：できるだけ住宅から離すように設置を検討させていただいておまして、その中で、距離の長さというのがございまして、建物の面積で配管の距離があまり長くなり

すぎると空調の効果が薄れてしまうというところも考えまして、どうしても置かない部分は、こちらの方に置かせていただいているという形になっております。

○委員：他に音源がないので、そういう室外機とか換気扇かなと予想していたのですけれども、やはりそうなんですね。それで、夜間は完全に停止されるのですか。

○設置者：換気扇につきましては、住居側の方は夜間停止をいたします。空調につきましては、店内の温度の部分もございますので、静音モードということで出力を制限した形で運転を行うというような形で考えております。

○委員：かなりぎりぎりという値になっていますので、ぜひその辺は御配慮をお願いしたいと思います。

○設置者：はい。

○会長：今のことに関連して、図面の3、配置図および平面図の予測地点 a、それからDがちょっとオーバーするので、予測地点Aの住宅のところで予測すると、クリアすることですけれども、その東側にガレージがありますよね。その西側というか、ここも準工業地域で家を建てることができそうなので、ここに家が建つ可能性もない訳じゃないように思いますけれども、建つかどうかは分からないですが、でも、予測地点Aに家が建っているのだから、ここにも建つかもかもしれませんね。

その場合には、多分、最大値が基準を超えますよね。

○設置者：そうですね。超える可能性がございますね。

ただ、出入口で国道8号を挟んでの距離なので、このあたりまで来ると収まる可能性も、55デシベルですね。

○会長：それを超えますから。

○設置者：そうですね。

○会長：その場合に、台数を減らすのか、何らかの対策が必要になると思いますので、建つかどうか分かりませんが、建ったら速やかにそういう対策を講じないといけないということになると思うのですね。その辺も、よろしくお願ひしたいと思います。

○設置者：はい。そういう状況になりましたら、きちんと対応はとらせていただきたいと思います。

○会長：はい。

あと、よろしいですかね。

どうぞ。

○委員：追加で図面を配っていただいているので、これについての説明は、特にないのでしょうか。

○設置者：こちらにつきましては、白、黒ということで届出をさせていただいておりますので、どのようなカラーの外観になるのかということに記載して、届出をさせていただいております。基本的には白をベースとして、アクセントカラーで紺色を中心に建物デザインをするということで考えております。

彦根市との協議の中で、外壁の面積が、色の部分が全体の10分の1、かつ各面ごとの3分の1以下になるようにということの指導がございましたので、アクセントカラーと店舗の照明以外の部分につきましては、外壁のサインを中止して、表示をしないということにさせていただいております。

○会長：景観に関することですね。

どうぞ。

○委員：立地と、今日のあれと直接関係ないのですけれども、教えていただきたいのですが、トライアルさんというのは、これを見ると福岡が本社ですね。それで、滋賀県で、先ほどもフレスポ彦根というのが出ていたのですけれども、全国で何店かあって、それは基本的に全部24時間営業なんですか。フレスポさんのところは10時までだったかな。それを24時間に変更するというのが出ているのですけれども、やはり24時間が一つの売りになっているのですか。

○設置者：そうですね。今、全国に私どものお店が約200店舗ございます。そのうち、99%は24時間営業をさせていただいております。24時間をしないお店もございますが、そういったところにつきましては、住民の方から苦情が入って、いろいろ対策を考えたけど、苦情を解決する手段がないということで、24時間をやめた店舗というのがございます。

○委員：24時間をやっているお店については、住民からは苦情がないということですか。

○設置者：苦情は全くないという訳ではないですが、例えば夜間の荷さばきの音がうるさいとかということであれば、時間を変えるとかで対応はさせていただくというような形で、苦情の方は誠実に対応させていただいているという形になります。

○委員：それは、ちゃんとやっていただいているということですか。

○設置者：そうですね。でも、どうしても対応が難しくて苦情も収まらないということであれば、今、苦情をやめている店舗が北九州の方にございますが、そちらの方は深夜営業をやめている店舗になります。

○委員：あることはある訳ですか。

○設置者：はい。

○委員：そういう苦情が出れば、柔軟に対応するという会社の方針になっていると理解していいのですな。

○設置者：そうですね、はい。

そこは、近隣の方に御迷惑にならないようにということで、私ども24時間、利便性の提供ということでございますので、住民の方とできる範囲の調整を行っていくというふうな形です。

○委員：大津も24時間ですか。

○設置者：大津も24時間営業です。

○委員：大津では苦情は出ていませんか。

○設置者：営業時間に関しては出ておりませんね。照明がまぶしいとかということが開店当時はあったのですが、そういうのも照明の角度を変えて、まぶしくないように調整させていただくといったことはさせていただいております。

○会長：よろしいですか。

他、ございますでしょうか。

はい。

○委員：交通の面でお伺いしたいのですが、いただいた図面ですと、国道を左折での入出庫で計画されていますよね。それ自体はいいと思うのですが、左折入出庫をやった場合に、例えば左折で入れる方から来た車は、帰りはどこかを迂回して帰る訳ですね。

○設置者：はい。

○委員：逆側から来た車は迂回して左折で入れるように、国道8号を迂回で入るとき。先ほどの説明だと、店舗の入り口は野口町の交差点で誘導するというお話だったのですが、具体的にどういう迂回経路を想定されるのですか。迂回し得る経路というのはどういう考えですか。

○設置者：北側から来た方に関しましては左折入庫になるということで、左折出庫をしていただきます。南の方に帰って行って、野口町の交差点がございますので、こちらの方で左折もしくは右折をしていただくといった形で帰っていただく。

国道8号より東側の方につきましては、野口交差点を左折していきまして、中山道(旧東海道)がございます。こちらの方を通っていただく、もしくはその先を通っていただくような形になると思います。

国道8号より西側の方につきましては、野口町交差点を右折して帰っていただくということで、その場合は河瀬駅を超えて県道を通っていくという形になるのかなと考えております。もしくは、県道2号線とかを経由するという形ができるかなと。

8号から来ていただく方につきましては、なかなかこちらの方は迂回ルートが難しいと思うのですが、同じように野口町交差点を右折して、中山道から入っていただいて、途中で左折、左折でお店まで来ていただくというルート、もしくは野口町交差点から左折していただいて、東海道本線の河瀬駅を超えまして、すぐに右折していただいて、また犬方南町の交差点あたりから出てきていただくルートになるかなというふうに考えております。

○委員：私は、そのあたりの地理は詳しくないのですが、見た地図の範囲では、そんなに広い道がたくさんある訳ではないので、この野口町で交わっている県道も見た感じはかなり狭そうなので、南側は多分中山道ですかね。地図で見る範囲はかなり狭い道路のような気がしますので、誘導されるときも、どこまで誘導するかをあらかじめ考えていただいて、あまり狭い道路に入り込まないような誘導の警備員なり、あるいはチラシ等で誘導していただくように配慮をお願いします。

○設置者：かしこまりました。

○会長：今のことにも関連して、先ほどの御説明の中では、右折アウトをする場合の計算もしているという説明があったと思うのですが、実際、どういうふうにオペレートするのか。出入口①とか②ですね。交通整理員を常時配置するのですか。それとも、時々配置するのですか。

○設置者：交通整理員の配置は、開店時と繁忙期です。

○会長：だけですか。

○設置者：はい。

- 会長：そのときには、どういうふうなオペレートをしますか。必ず左折アウトしましょうと、左折インしましょうというふうに強力に。
- 設置者：私ども、今まで幾つかお店をオープンしてきておりますが、やはり出入口に警備員を立たせまして、出入口1か所に2名立てまして、左折を誘導する者と、あと、看板で、間違えて8号を真っ直ぐ来た方に対しましては、入ってこないように表示をして、右折入庫できませんというので、真っ直ぐ行って、迂回して来ていただきますというような案内表示をさせていただいております。
- 会長：たくさんお客さんが入るときには、それをやると。
- 設置者：そうです、はい。
- 会長：そうじゃないときは、フリーにしておくということですね。
- 設置者：そうですね。指示看板は出します。
- 会長：実際、右折もある程度認めるオペレーションをするようなイメージで聞いてしまったのですが、実際はどういうふうにするのですか。
- 設置者：基本的には案内看板の表示で、できるだけ左折入出庫をしていただくというスタンスでやっていこうと。
- 会長：左折の入出庫をね。
- 設置者：左折の入出庫を基本スタンスで。
- 会長：でも、ある程度は認めてしまうということですかね。
- 設置者：警備員を立てても、どうしても強引に入ってくる方も中にはいらっしゃるのですが、そういった方は仕方がないのかなとは思っているのですが。
- 設置者：基本的に、うちとしては左折の入出庫しか認めることは考えていません。
- 会長：ですが、常時立てている交通整理員を配置する訳じゃないので、そこはある程度曖昧になっちゃうんですね。
- 迂回路がなかなか難しいところもあるので、ある程度しようがないようなところもあるかなという気はしますが、交通安全上の問題が起きないかどうか。きちっと管理して、問題が起きたら、常時配置するとか、そういう対策をぜひ打ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。
- 設置者：はい。そこは所轄の警察と、そういった場合には対応を考えて、できるだけ善処していきたいと考えております。

○会長：はい。

それから、24時間営業ということで、青少年が蝟集しないように巡回とか、呼びかけ等対策の実施をお願いしたいと思います。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：荷さばきの車の出入りについては時間を細切れにして、かなりの台数が来られるのかなと思うのですが、他店舗の状況も加味して、24時間営業でこの規模の店舗であれば、これぐらいの車の出入りが必要だというような、ある程度まとめるとか、そういうことは可能ではないのでしょうか。

○設置者：実際には日にちによって交代、交代に来たいとか、大型車が10トンで3台ということで、できるだけまとめてはいるのですが、繁忙期とかで人数が増えたりする可能性もあるので、ある程度多めに台数の方を見積もって予測をさせていただいております。実際には、もう少し台数的には少なくなるのかなという形になります。ただ、繁忙期等を考慮して、多めに記載させていただいております。

○委員：あとは、かなりの大規模な店舗で24時間営業をされているということで、店舗のフロア全部を24時間フル稼働されるとか、区切るとかはされずに、お客さんが回れるような状況ですかね。

○設置者：そうですね、はい。

○委員：夜間というのは、オープンしてみないと、どれぐらい来られるか分からないかもしれないですけど、似たような地域とかで、昼間にどれぐらいの割合の方が、何人ぐらいを想定しておられるのかなと。

○設置者：夜間、例えば夜11時から朝の6時までの時間帯に占めるお客様というのは、一日の大体15%ぐらいになります。

○委員：防犯カメラが60台、これは店内ですかね。駐車場とか、店の周辺といたしますか、敷地内とかに関しての防犯関係とか見回り関係というのは、どのようにされているのでしょうか。

○設置者：駐車場については、その防犯カメラは設置しないのですが、お店の出入口に向けて1台ほど外側には防犯カメラを設置する形になっております。また、荷さばき場の

ところにつきましても、荷さばき場の外側に向けて防犯カメラを設置するというような形で、駐車場自体につきましても防犯カメラの設置というのはございません。

○委員：青少年とか年の若い子たちが、こういうお店にいるとか、来られる可能性はあるかもしれないですけど、その辺に関して対応等はどのようにされるのですか。

○設置者：夜間の責任者によって巡回をさせていただきまして、注意を基本的にはするという形をとらせていただいております。注意しても聞かないとか暴れるとか、そういった行為が見られるときには、警察の方に通報させていただくというような対応をとらせていただいております。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

(仮称) 平和堂長浜南店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、続きまして、(仮称) 平和堂長浜南店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

(仮称) 平和堂長浜南店の新設届出について、周辺地域の生活環境の影響と配慮事項を中心に、10分程度でお願いできればと思います。

○設置者：それでは、早速説明させていただきます。

まず、届出書の別添図面2と3を御覧ください。本計画は、長浜市地福寺町の県道長浜近江線沿いの事業所のありました跡地に、店舗面積2,179平方メートルの食品スーパーを建設するものでございます。

店舗敷地の西側は県道を挟んでドラッグストアや工場、事業所、南側はタクシー会社の営業所に面しております。東側は3階建てのアパート、それから北側は市道を挟んで2階建ての民家や農地が立地してございます。

駐車場の収容台数は全部で118台ございますが、そのうちの指針計算式による必要駐車台数に当たります80台を立地法上の届出台数とし、残り38台は従業員用駐車場

という位置付けにさせていただきます。駐輪場は店舗建物の北側に40台、西側に22台の合計62台を設置し、別途従業員用駐輪場を15台設置いたします。

荷さばき施設や廃棄物保管施設は、店舗建物の北東角に設けてございます。この場所は住宅に面しておりますので、深夜、早朝の作業は行いませんほか、作業中の車両のアイドリング禁止等、作業員の騒音防止意識を徹底いたします。

駐車場の出入口は、県道に面しました出入口①と市道に面しました出入口②の2か所を設けますが、主たる出入口は県道側の出入口①の方でございまして、チラシ等に掲載する案内経路もこちらを表示いたします。出入口②は、店舗の御近所のお客様の御利用のためと、それから工事等で出入口①が一時的に使えないような場合の非常用というふうに考えておりまして、積極的な誘導はいたしません。

それと、出入口につきましては、歩行者の巻き込み事故等の防止策としまして、開口部の両端をカラー化して、明示いたします。出入口②の面します市道地福寺東10号線の歩行者、自転車の安全対策としまして、歩行者用の出入口を別途少し東側に設けまして、お店のお客様以外の方にも敷地内の通路を通行していただけるようにいたします。また、この市道は一部通学路がありますので、この利用時間は午前9時から午後10時までというふうにさせていただきます。

商圈は、別添図面1に示しますとおり、店舗を中心に半径約1から3キロメートルの範囲を想定しております。これを8つのエリアに分けて、来退店経路を想定し、別添図面2に示しました2か所の交差点で交通量調査を実施し、交通予測と解析を行いました。その結果は、届出書の4ページから5ページに記載しましたとおり、両交差点、平日、休日ともに需要率は交通を円滑に処理できるとされる0.9を大きく下回り、交通容量比も1.0を上回る車線はございませんので、開店後の来店・帰宅車両の増加を考慮しても、交通量を十分さばくことができると考えられます。

なお、出入口①は、県道との間で右折入退場を行います計画でございまして、出入口①と県道の接続部を一旦停止制御の無信号交差点とみなしまして、開店後、平日のピークの時間帯の交通量を用いて、横断可能容量を検討しました。その結果は、届出書の5ページの表のとおりでございまして、県道と出入口①との間の入退場交通量は右折入場、右折退場、左折退場のいずれも横断可能容量を十分下回っておりまして、出入口の

入退場交通についても、著しい渋滞等を引き起こすことなく処理することができると考えられます。

オープン時やその後の繁忙時には、駐車場の出入口付近に誘導員を配置しまして、来退店車両の円滑な通行を図り、特に出入口①につきましては、交通集中時には原則として左折アウトで誘導いたします。開店後に、周辺道路の交通状況について問題が生じた場合は、必要に応じて所轄警察署他関係機関と協議の上、適切な対策を講じます。

周辺地域への騒音の影響に関する配慮としまして、別添図面4に示しますとおり、主たる騒音発生源である空調室外機等は壁に囲まれた屋上の設備スペースに集めております。騒音の予測結果は、届出書の7ページから8ページ記載しましたとおりで、別添図面3のAからEのいずれの地点でも等価騒音レベルは、昼間、夜間ともに騒音の環境基準値を下回っております。

敷地境界におけます夜間の最大値もE地点の1階高さ以外では、評価の目安であります騒音規制法の規制基準値を下回っておりまして、周辺への影響は小さいと評価されます。E地点につきましても、基準値を上回りますのは閉店時に場内に残っていた車両が退出する際に直近の車路を通過した場合のみでございます。ただ、その隣接したタクシー会社の営業所の車庫でございますので、実質、支障はないのかなというふうに考えております。

廃棄物等の分別保管、運搬処分、再生計画は届出書の13ページに記載しましたとおりで、既存のフレンドマート各店舗と同様に、廃棄物の減量化と再資源化に努める計画でございます。

建物の外観は、本日お配りしましたパース図のとおりでございます。既存のフレンドマート各店と同様に、まとまりのあるデザイン等、落ち着いた色彩を採用し、周辺の景観と調和した店舗になるというふうに考えております。

以上、簡単に説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長：説明、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称) 平和堂長浜南店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：今日いただいた資料ですが、「地域住民の方からの意見の概要」というところですが、市道東西10号線沿いにあるごみ集積所に不法投棄が行われないよう対策を講じられたいという御意見があるようですけれども、もしかしたら、何かいきさつがあったのかどうか分からないですが、どのようなお答えを考えていらっしゃるのでしょうか。

○設置者：はい、ありがとうございます。

我々としては、まず場内の啓発用の看板で、ごみ等はしかるべきごみ箱にちゃんと捨ててくださいねといった、そういうような啓発看板を設置させていただくことで、周辺へのごみの散乱を防いでいきたいなというふうに考えております。

○委員：不法投棄というふうに書いてあるのですけど。

○設置者：実は、これ、場内のことをおっしゃっているのかと思うのですが、お客様が勝手に地元のごみ集積場にごみを捨てることのないようにということだと思われまので、我々としては、そういうことのないよう店内で処理ができるようにということで、啓発看板等を設置したいというふうに考えております。

○委員：ということは、市道から誰でも廃棄物処理のところまで行けるといことですか。

○設置者：自治会さんが設置されているごみ庫がございますね。そこに弊社でお買い求めいただいたものを、持ってきて、ぽいと捨てて帰るじゃないかという御心配です。何かこれまでの経緯があったということは全くなく、そういったご心配があったので、御意見をいただいたということです。

○委員：分かりました。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員：騒音の夜間の値についてお尋ねしたいのですけれども、E地点がタクシーの営業所だからオーバーしていてもいいだろうという記述がされておりますが、この営業時間ですね。もう30分早く終えられれば、夜間の問題がすべて関係なくなってくると思うのですけれども、22時までというのは変更できないもののでしょうか。

○設置者：今は、計画として22時までというふうに考えておりますが、必ず22時ありきというのではなくて、その辺はまた柔軟に検討していきたいなと思っておりますが、今お答

えさせていただきますとすれば、22時までということで考えておりますということでお答えさせていただきますと思います。

○委員：わずか30分のことで、A地点を上回ってはいないものの、かなり高い値になっておりますし、お客様がいらっしゃる様子とも関連するのでしょうかけれども、そういうこともちょっと念頭に置いていただければと思います。

○設置者：はい。かしこまりました。ありがとうございます。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：先ほど御説明の中であって、聞き間違えたかもしれないのですが、出入口②のところに、歩行者専用の出入口があって、時間を決めて地域の方が通り抜けに使うこともできるというお話がありましたでしょうか。

○設置者：お配りの届出書の中には反映がされてなかったのです。実は、届出してから検討したことがありましたので、図面に反映されてないのです。

今申し上げているのは、ここが出入口②ですけども、実はここに歩行者用の出入口を設けて、敷地内においてグリーンラインで歩道を整備する予定をしております。それで、店舗に来客されるお客様も当然、この道路を通られる方も、一旦ここを通過いただくということで開放したいなど。それで、歩行者の安全対策とさせていただきたいなどというふうに考えておまして、その旨をちょっと説明させていただいたところです。

○委員：市道地福寺10号線のところに歩道等を確保するかわりに、店舗内の敷地を開放して。

○設置者：そうですね。営業時間内だけですけども。

○委員：営業時間の9時から夜の10時までの間、そこを歩行者専用道路として使うことがあると。それは地元からの御要望とか、やりとりの結果であるのですか。

○設置者：そうですね。実は地元さんからも御意見がありまして、こちらの資料にも書いてあるのですが、そういうことを受けまして、この中では拡幅してくれとか、そういうことはあったのですが、拡幅というのもオーナーさんの意向等もありますので、なかなか難しかったので、その中で、じゃ、どういう形で歩行者対策とか安全対策とか考えられるかなという中で、できる範囲内ということで、今申し上げた一つの対策としてさせていただいたところでございます。

○委員：いいですか。

届出書の番号1、平和堂さん、「未定」というふうに書いているのですが、これは、何も計画がないという未定ですか。

○設置者：まだ具体的契約に至った状態ではありませんので、今の段階でも未定という形です。お話は各社さんとさせていただいているのですが、正式には決定していませんので、まだこの場で具体的な考えは申し上げられないのですが。

○委員：それは、届けていただいている店舗の中のサブリースというか、その一部をということで解釈していい訳ですね。

○設置者：そうですね。

○会長：他、ございませんでしょうか。

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、交通整理員はどんなふうに配置される予定でしたか。入出庫の安全対策とか、あるいは通学路の安全配慮という観点から、交通整理員とかどんなふうに配置する予定でしたか。

○設置者：今の計画では、繁忙日に出入口①なり出入口②に警備員を配置すると。あわせて、場内にも数名配置ということは、繁忙時は考えておるのですが、それはまだ警察署の方と協議中ですので、今、求められることとしては、出入口①ないし②には設置をさせていただくというところです。繁忙日中心ではありますけども。

○会長：繁忙日が中心ということですが、状況によっては安全上の問題が生ずれば、常時配置ということも考えていただけないかと思います。よろしくお願いします。

○設置者：分かりました。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい。

なければこれで終わりにいたしまして、建物設置者の方には御退席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

○会長：続いて審議に移りたいのですが、2時間を超えていますので、一旦休憩にしたいと思います。

[午後 4時20分 休憩]

◇

[午後 4時24分 再開]

○会長：それでは、審議を再開したいと思います。

まず、アヤハディオ堅田店の届出内容について御審議いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

ここは増床をして、一方、右折入出庫可能としているけれども、点滅信号等があるので、車が途切れているので大丈夫だろうというような説明でした。あと、外部スピーカーはあるのけれども、敷地に向けているので、これも大丈夫だという説明だったと思いますが、そういう案件ですが、いかがでしょうか。

何か、御意見はありますか。

まず、特に大きな問題はなかったと思いますので、意見なしでよろしいでしょうか。

はい。それでは、付帯意見を付けるということで、今から原案を申し上げますので、何か付け加えることがあったり、あるいは削除したり、そういう修正があれば、御意見をください。ここは右折入出庫の問題が基本だと思いますので、それに関して、次のような付帯意見を付けるということでどうでしょうか。

「入口および出口に面する道路は片側一車線であり、中央分離帯等が設置されていない道路で右折での入出庫を可能としているため、経路誘導看板の設置、路面表示および必要に応じて交通整理員の配置を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、十分な交通安全対策を講じられたい。」というような付帯意見を1つ付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。

それでしたら、アヤハディオ堅田店については、今のような審議結果ということでお願いしたいと思います。

それでは、続いて、プレスポ彦根の届出内容についての御審議をいただきたいと思います。ここについては、24時間営業に変更するということです。夜間最大値が基準値を超過する地点があるということですね。それから、駐車場の夜間制限をする。それから、24時間ですので、青少年の蝟集がないようにしたいと。大きくは騒音の問題、駐車場の運営の問題、それから青少年蝟集の問題、この3つくらいがあったかと思います。

まず、意見はなしということで、よろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、先ほど議論のあった3つくらいの意見を付けるということで、どうでしょうか。はい。

そういたしましたら、原案を読み上げますので、御意見をください。

まず、騒音に関して、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、アイドリングストップや場内徐行運転の励行、荷さばき車両の搬入経路の周知徹底、または夜間における荷さばき回数を減らす、あるいは小型の車両に変更するなどの対策を講ずるとともに、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応協議し、早急に適切な対策を講じられたい。」というようなことで、特に荷さばきについての回数を減らすのもあるし、小さい車に変更するというのもあると思うので、そういった文言を入れる案にしていきたいと考えますが、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

2点目は駐車場の話になりますが、駐車場区画の夜間制限区域については、利用時間以外は確実に閉鎖すること。ダイヤル式とか錠前とかいろいろと言っていましたけども、居残ってしまった車なんかをどうするかの問題についても含めて、確実に閉鎖するということを求めてみてはどうかということで、そういった文言でいかがでしょうか。はい。

それから、3つ目は、24時間営業を行う場合の決まり文句ですけども、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年が蝟集することのないよう巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」というようなことで、これはカメラの設置という御意見もありましたが、そこは特に書かなくてもいいですかね。

という3点ということで、よろしいでしょうか。はい。

それでは、今申し上げたような形で付帯意見を付けるということでお願いしたいと思えます。

次が3点目で、Joshin 東近江店の届出内容について御審議いただきたいと思えます。ここについては、届出が遅くなったという話は建物設置者からの謝罪の表明もありましたし、顛末書も書いていただいているということです。中身の話にいきますと、指針における台数を結果的には下回るようなことになるというところが一つ問題点としてあります。

○委員：すみません。これは下回るのですか。そこがちょっと分からなかったのです。

○会長：資料No.4の24ページですか、83台というふうになっているのですが、これはちょっと難しいのですが、31台が併設施設のテーブル用の分だと。残り52台がこのJoshinの分だと。そうすると、ちょっと指針を下回りますよねという話で、この辺も難しいところがあるのですが、実質的には安全側で言うと下回ると。で、両施設のピーク時が重なる、重ならないという問題もあるかもしれません。

○委員：両方使いたいというのは、重なるという想定でやっているということらしいので。

○会長：やっているという話でしたか。それでも十分だと。ただ、今後、お客さんが増えることもあるときに、指針の台数を下回っているの、やっぱり意見は付けておくべきだろうと思います。臨時駐車場も、確保できそうだという想定はしているという話もありました。

○委員：すみません。

今日、配っていただいた資料がフォーマルなものとして、残るものであれば、25ページの一番下の行、「警備」という字が違っているのですね。

○会長：そうですね。

○委員：こういったところも訂正しておいていただけの方がいいと思います。

○会長：25ページの下から2行目は、この資料は、そもそもどういう位置付けになるのですか。

○事務局：例えば公開請求があったら一般に公開する資料ですので、直させていただきます。

○委員：それだと、他のところにもあったのです。動線が「銅線」になっているのです。どこかにありました。

○会長：「動」く線が「銅」になっていたと。

○委員：また見てください。

○会長：これは、事務局の方で直してくださいということですかね。

いいですかね。

○事務局：はい。

○会長：それから、ここは小中学校の通学路にもなっていて、その辺に対する安全対策も必要だという話もあったかなと思います。以上、2点ぐらいだったと思います。

ここも、意見はなしでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、今申し上げた2点くらいを入れるということで、ちょっと原案を申し上げますので、御意見をください。

まず、駐車場台数についてですけれども、「今回の届出における駐車場台数は、過去に大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により、届け出られた駐車場台数を下回ることから、駐車場の減少に伴い問題が予見される場合または生じた場合には、変更前の台数等を踏まえて速やかに駐車場を確保されたい。」ということで、いかがでしょうか。いろんな問題については、こういう意見を付ければいいかなと思います。

2つ目が、「出入口②が面する県道八日市五箇荘線については、小中学校の通学路であることから、注意看板の設置や交通整理員の配置等、児童・生徒をはじめとした通学路を通行する者への安全確保対策を講ずること。」と、これも決まり文句ですけれども、こういった場合に付けるものかなと思います。

この2点の付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、今申し上げたような案を付けるということでお願いしたいと思います。

○会長：4つ目ですね。スーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店の届出内容について御審議いただきたいと思います。ここについては中央分離帯がないところなので、左折イン、左折アウトを基本にしているのだけれども、右折での入出庫も実際上認めているようなところでした。それから、夜間の最大値が基準値を超過するというところがあって、将来そこに住宅が建つということも可能性としてはあるかなと。で、荷さばき回数なんかも減らす等をしたらどうかという御意見もありました。

それから、ここは24時間営業ですので、青少年の蝟集がないようにしたいということもあります。こういった意見が出たところだと思いますけれども、まず、意見については、意見なしでよろしいでしょうか。

付帯意見として、先ほど申したような出入口の入出庫の話ですね。それから、騒音の問題、青少年の問題、この3つくらいについて付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。

それで、左折イン、左折アウトをどこまで徹底させるのか、そこまで厳しく言わない方がいいのかという点が、ちょっと議論が僕はあるように思いますが、そこら辺も注意深く聞いて、御意見をください。

まず、「出入口に面する道路は片側一車線であり、中央分離帯等が設置されていない道路のため、経路誘導看板の設置、路面表示および必要に応じて交通整理員の配置を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」というような原案ですが、どうでしょうか。

左折イン、左折アウトは、事業者さんは徹底してやると、原則ですよというふうに表明していたので、それを入れるか。ここは来退店経路というのが設定的になかなか難しいところもあるので、そこまで求めないか。どうでしょうか。

○委員：左折イン、左折アウトが原則だというふうにおっしゃったので、それをベースにした方がいいかなと思うのですが、そうした場合に、どういう迂回経路を誘導するか、あまりはっきりしていないような気がします。そこを何かきちんと広報してほしいということをおっしゃった方がいいかなと思うのですが。

○会長：何か完全に設定しきれていないみたいだな。

○委員：いろいろ迂回経路がありますということはおっしゃったのですが、じゃ、具体的にどこに誘導しようとしているのかというのがあまりはっきりしなくて、場合によっては、かえって狭い道に入りそうな気がして。

○会長：そうですね。

そしたら、「左折イン、左折アウトを原則としつつも、交通安全の観点から適切な入退店経路の誘導を。」

○委員：入退店経路だけはっきりしてくださいということですね。だから、誘導してくださいと。

○会長：入退店経路をはっきりというか、はっきりできない。時間帯とかによっては右折アウトを認めざるを得ないのかなと思うのですよね。それが危険であれば、それに対してきちんとした入退店経路を設定し直すということを、状況を判断しながら設定していくことかなと思うのですが。

○委員：でも、どこかのルートは想定できますよね。とりあえず明示をして、それで来てくださいというのを、最初の段階では示してほしいということですよね。それがうまくいかなければ、また直していただければいいのだと思いますが、漠然と迂回してくださいねでは、多分そうはならないだろうということですね。

○会長：分かりました。

そしたら、そこを含めて案を申し上げます。最初の方は同じですけども、「出入口に面する道路は片側一車線であり、中央分離帯等が設置されていない道路のため、経路誘導看板の設置、路面表示および必要に応じて交通整理員の配置を行うなど、来退店車両誘導の徹底を実施されたい。特に左折イン、左折アウトを原則とした来退店ルートの設定およびその実効性を検証し、うまく機能しない場合には再度の入退店ルートの検討を行うなど、十分な交通安全対策を講じられたい。」と、あまり日本語になっていないところもありましたが、意味合い的にはそういった感じのことで、どうでしょうか。

○委員：「関係機関と協議し」とか。

○会長：そうですね。「関係機関と協議し、適切な対策を講じられたい。」というようなことで。すみませんが、事務局の方でうまいこと日本語にしてください。

よろしいですかね。

○事務局：はい。

○会長：要は、「左折イン、左折アウトを原則とする。それに基づいた入退店経路をきちんと設定すること。それが、実効性があるかどうかといったことを検証し、うまくいかなければ、警察等と協議して、適切な安全対策を講じられたい。」と、そういったことを入れた文言を作っていただきたいということです。

そこについては申し訳ないですが、会長あずかりで、一任でお願いできますでしょうか。はい。

では、2点目にいきます。「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、夜間における荷さばき回数を減らすなど検討されたい。」というところで、いかがでしょうか。はい。

それから、3点目、これは24時間営業の場合の決まり文句ですが、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年が蝟集することのないよう巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」ということで、よろしいでしょうか。はい。

以上、申し上げた3点を付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

はい。じゃ、そういうことでまとめたいと思います。

それでは、最後ですけども、（仮称）平和堂長浜店の届出内容についての御審議をいただきたいと思います。

ここも、右折での入出庫が可能なところで心配される場所、あと、通学路等の指定もあるので、ここについての心配があるところ。それから、市道10号線の話ですか、こちらの問題等もあったかと思えます。それから、騒音については、今、タクシー営業所ではあるといっても、夜間最大値が基準値を超えているということで、ここについても心配されるということで、営業時間の短縮もどうですかという意見が出て、それについて事業者も検討するという話があったかと思えます。

ここについて、まず、意見なしでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見について申し上げますので、御意見をください。

「各出入口に面する道路は、中央分離帯等が設置されていない道路で、右折での入出庫も可能なため、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により十分な交通安全対策を講じられたい。」と、右折での入出庫が可能なことに対応した言葉です。

それから、「特に児童生徒を初めとした通学路等を通行する者への安全配慮、来退店車両の生活道路への進入防止等のため、道路管理者等と協議の上、市道地福寺東西10号線への路側帯の設置や交通整理員の常時配置等、通学路等を通行する者への安全確保対策および車両誘導の実効性の確保対策を講ずること。」というような、交通関係で2点付けるということで、いかがでしょうか。

それから、3点目としまして、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣から騒音を初めとする苦情、意見が出た場合には誠意をもって対応協議し、営業時間の短縮等も含めて、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というような文言を付けるということで、いかがでしょうか。

すみません。もう1つ、不法投棄の話があったのですね。これについては、店の利用者が地域のごみ箱にごみを入れないようにしましょうという話で、それについても対策を講じますという話はされていました。こういう言葉で付帯意見を付けたことがあまりないので、事業者がああやって表明しているのです、それだけでよしとしまいませんか。はい。

ということで、今申し上げた3点を付帯意見として付けるということで、よろしいでしょうか。はい。

そしたら、以上ですべての案件の審議を終えました。それでは、今審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、若干修正した部分については会長に一任いただいた上で、知事へ答申いたしますので、御了解願います。

よろしいでしょうか。はい。

なお、知事への答申文の案文につきまして、後日改めて委員の皆様にも御覧いただいた上で、答申するという事によろしいでしょうか。はい。

3. その他

○会長：それでは、その他、事務局から報告事項等があればお願いしたいと思います。

○事務局：本日はたくさんの案件の御審議、ありがとうございました。

それでは、報告事項といたしまして、1件報告させていただきます。

まず、前回審議会にて御審議いただきました（仮称）ラ・ムー守山店でございます。こちらの店舗につきましては、先月8月25日にオープンしたところでございまして、本審議会の付帯意見とさせていただきます通学路等の周辺への交通量の実態調査の件につきましては、オープンの混雑から落ち着いた時期にて実施していただくように、現在、事業者に伝えているところでございます。今後開催する審議会にて結果等を報告させていただきますだけだと思います。

次に、連絡といたしまして、次回審議会の審議予定案件を御説明いたします。

概要資料の52ページからの資料7を御覧ください。次回審議会につきましても、審議予定案件は新設5件となりますので、いずれも審議という形でさせていただきますだけだと思います。

まず、彦根市の平田町にて営業予定の（仮称）ドラッグコスモスベルロード店でございます。こちらは新設の案件でございまして、設置者は福岡県に本社を置く株式会社コスモス薬品で、主に医薬品を扱う店舗となっております。

2件目が、大津市の月輪で営業予定の（仮称）マックスバリュ月輪店でございます。設置者につきましては、愛知県に本社を置くマックスバリュ中部株式会社でございまして、食料品等を扱いますスーパーとなっております。

3件目につきましては、高島市の安曇川町にて営業予定の（仮称）ドラッグコスモス安曇川店でございます。こちらの店舗の設置者は1件目と同じコスモス薬品でございまして、医薬品を扱う店舗となっております。

4件目につきましては、53ページ左側になりますけれども、大津市の茶が崎で営業予定のバロー大津茶が崎ショッピングセンターでございます。設置者は、株式会社バローホールディングスでございまして、食料品等を扱いますスーパーのほか、ドラッグストアや均一雑貨店などが入る計画となっております。

最後は、長浜市の八幡中山町で営業予定の（仮称）風の街Ⅲでございます。設置者は、滋賀不動産株式会社でございまして、現在、中古品の販売業を行う店舗が敷地内にて立地法の基準面積以下で営業中でございますけれども、新たに衣料品店が別棟で入店される計画となっております。基準面積1,000平方メートルを超えることから、新設にて届出をされております。

次回審議会についても、今回同様5案件の審議となりますけれども、よろしくお願いいたします。

次回審議会につきましては、10月13日木曜日、9時半からの開催を予定しておりますので、後日、案内と、資料等を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長：それでは、これで本日の会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

4 閉会

○中小企業支援課：本日は長時間にわたり御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。次回も5件になりますが、またよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

[午後 4時56分 閉会]